建物の構造級別判定の方法

「構造級別に関する申出書」を記入する場合の建物の構造級別確認の際にご参照ください。

建物の構造級別判定の方法には「機構構造区分」と「機構工法」から判定する方法の他に以下の2つの方法があります。

構造 (建築材料) は建物の主要構造部の建築材料が記載されている以下の資料により確認できます。

建築確認申請書

建築確認申請書の第四面 [5.耐火 建築物]欄の記載内容により、A構造 またはB構造であることを判定できる場 合があります。具体的には [5.耐火建 築物]欄に次の記載があるかをご確認 ください。

 ・耐火建築物 (ロ-1) --- B標道

 ・準耐火建築物 (ロ-2) --- B標道

 ・準耐火建築物 (ロ-2) --- B標道

 ・準耐火建築物 (ロー2) --- B標道

 ・準耐火建築物 (ロー2) --- B標道

(5. 耐火速度物)

建物の設計書 -

主要構造部の詳しい建築材料が確認できる場合があります。

・「柱、はり」「床」「小屋組、屋根」がコンクリート造

・外壁のすべてが、コンクリート、コンクリートブロック、れんが、石のいずれか

ハウスメーカー住宅の仕様書

(鉄骨をプレキャストコンクリート板または軽量気泡コンクリート板(ALC板を含みます。)等で被覆されたものは含まれません。)

ハウスメーカーが建築する住宅の場合、ハウスメーカーの社 名と商品名称をもとに構造級別を判定できる場合があります。

併用住宅の場合



●特級構造は、下記の条件にすべてが該当するものです。該当しない場合は1級となります。

- 「柱、はり」「床」「小屋組、屋根」がコンクリート造
- (鉄骨をプレキャストコンクリート板または軽量気泡コンクリート板 (ALC板を含みます。)等で被覆されたものは含まれません。)
- ・外壁のすべてが、コンクリート、コンクリートブロック、れんが、石のいずれか

建物の主要構造部の建築材料から構造級別を判定します。

用語の解説

住宅物件

住宅のみに使用される建物をいいます。

●一般物件

併用住宅、店舗、事務所およびこれらの付属建物で、住宅 物件、工場物件、倉庫物件以外の建物をいいます。

●不燃材料

コンクリート、れんが、瓦、石綿スレート、鉄鋼、アルミニウム、 ガラス、モルタル、しっくい、不燃石こうボード(厚さ12 mm 以上のもの。)等の不燃性の建築材料をいいます。

●準不燃材料

不燃材料に準ずる防火性能を有する木毛セメント板、木 片セメント板、石こうボード(厚さ9 mm 以上のもの。)等 をいいます。

●コンクリート造

鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリー

ト造、無筋コンクリート造、軽量コンクリート造(気孔性コンク リート造を含みます。)、プレストレストコンクリート造、プレキャ ストコンクリート造、軽量気泡コンクリート造(ALC造を含みま す。)または押出成形セメント板で造られたものをいいます。

●コンクリートブロック造

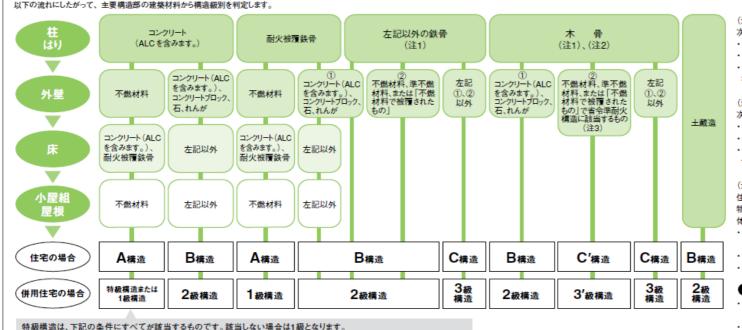
鉄材補強のコンクリートブロック造、鉄材補強のコンクリートホローブロック造、コンクリートブロック造またはコンクリートホローブロック造をいいます。

●耐火被覆

モルタル、パーライト、吹きつけ石綿またはプレキャストコンク リート板等の耐火力をもった不燃材料による被覆をいいます。

鉄骨造建物

柱、はりおよび小屋組が裸鉄骨(鋼管を含みます。)で組み立てられた建物をいいます。この場合、一部がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆もしくは防火被覆したものを含みます。



(注1)

次の条件にすべて該当するものは「A構造(1級構造)」となります。

- 「柱・はり」「床」が木材または鉄骨を防火被覆したもの
- 「外壁」: 外壁のすべてが不燃材料、準不燃材料で造られもしくは被覆されたもの
- ・「柱・はり」「外壁」「床」のすべてが通常の火災時の加熱に1時間以上耐える性能を 有するもの

(注2

次の条件にすべて該当するものは「B構造 (2級構造)」となります。

- 「柱・はり」「床」が木材または鉄骨を防火被覆したもの
- 「外壁」: 外壁のすべてが不燃材料、準不燃材料で造られもしくは被覆されたもの
- ・「柱・はり」「外壁」「床」のすべてが通常の火災時の加熱に45分以上耐える性能を有するもの

(注3)

住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の定める耐火性能を有する構造の建物として、機構の定める仕様に合致するものまたは機構の承認を得たものをいいます。具体的には、以下のいずれかに該当する建物をいいます。

- ・ツーバイフォー工法(枠組壁工法)の建物で、機構の枠組壁工法住宅工事共通仕様書の「省令準耐火構造の住宅の仕様」の項に適合するもの
- ・木質系プレハブ等の建物で、事前に機構の承認を得たもの
- 木造軸組工法の建物で、機構の承認を得た仕様書に適合するもの

を注意

- 同じ主要構造部において、複数の建築材料が使用されている場合は、最劣級の建築 材料(最も可燃性が高い建築材料)をもとに原則判定します。
- 上記の流れに当てはまらない場合は幹事保険会社(損保ジャパン日本興亜)までご連絡ください。